



## 《会計・税務の知識》 所得拡大促進税制の見直し

### はじめに

平成28年12月8日に、平成29年度税制改正大綱が公表されました。今回は、大綱所得拡大促進税制について要件の見直しと税額控除の割合の見直しについて紹介します。

### 1. 所得拡大促進税制とは

青色申告書を提出している法人が、下記2に記載する要件の全てを満たした場合に、一定の範囲内の金額を法人税額より税額控除(税額の10%(中小企業者等は20%))が上限)できる制度です。

### 2. 要件の見直し

適用要件の一覧は以下の通りです。今回の改正による要件の見直しは、適用要件③の平均給与等支給額が前期の平均給与等支給額の102%以上になることです。

適用要件	改正前	改正案
①	雇用者給与等支給額(※1) ≥ 基準事業年度の雇用者給与等支給額 × 適用年度に応じた割合(※2)	変更なし
②	雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額	変更なし
③	平均給与支給額(※3) > 前期の平均給与支給額	平均給与支給額 ≥ 前期の平均給与支給額 × 102%

(※1) 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」(役員及びその特殊関係者を除き、当該法人の国内の事業所に勤務する雇用者として貸金台帳に記載された者)に対する給与等の支給額です。

(※2) 平成27年4月1日以前に開始する事業年度 → 102%

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度 → 103%

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 → 104% (中小企業者等は103%)

平成29年4月1日以後開始する事業年度 → 105% (中小企業者等は103%)

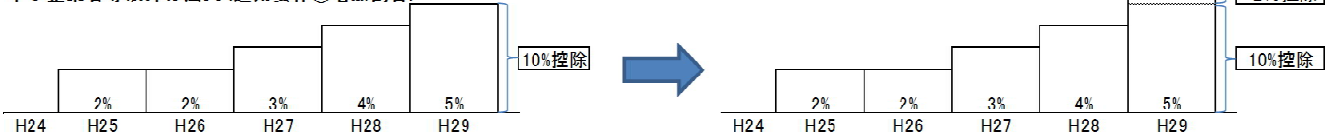
(※3) 継続雇用者給与等支給額 (雇用者給与等支給額のうち雇用保険法に規定する一般被保険者に支給した金額)

を継続雇用者給与等支給者数(各月ごとの給与等の支給の対象となる継続雇用者の合計数)で除した金額です。

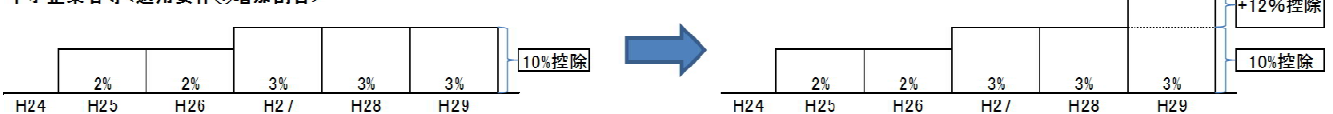
### 3. 税額控除の割合の見直し

現行の税額控除の割合は、雇用者給与等支給増加額(適用年度の雇用者給与等支給額から基準事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額)の10%となりますが、今回の見直しにより、中小企業者等以外の法人は税額控除額が2%上乘せられます。また、中小企業者等は税額控除額が12%上乘せられます。

中小企業者等以外の法人<適用要件①増加割合>



中小企業者等<適用要件①増加割合>



(出典：内閣府 財務省説明資料(平成29年度税制改正等について))

### おわりに

所得税についても同様の取扱いとなりますが、適用時期についてはまだ公表されておられません。なお、税制改正大綱に基づきまとめましたが、今後の法令通達により変更の可能性がありますのでご留意ください。

(担当：高瀬)